

賃貸借契約書（長期継続契約）（案）

藤井寺市（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）とは、令和7年度校務 NW 更新事業【長期継続契約】（以下「機器等」という。）の賃貸借について、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目 的）

第1条 発注者は、次に掲げる機器等を受注者から賃借し、受注者は、これを賃貸する。

（1） 機器等の名称及び数量 （別紙1）に掲げる機器等一式

（2） 機器等の据付場所 発注者の指定する場所

（賃貸借の期間）

第2条 機器等の賃貸借期間は、令和8年7月1日から令和13年6月30日までとする。

2 賃貸借期間満了後は、受注者は機器等を発注者に無償譲渡するものとする。

（賃貸借料）

第3条 機器等の賃貸借料の額は、（別紙2）支払明細表のとおりとする。

2 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の額は、将来契約期間中に消費税等の税率が変更された場合は、その税率により算出した消費税等相当額に変更し、発注者が負担するものとする。

（所有機器の表示）

第4条 受注者は、機器等に自らの所有に属する旨の表示をすることができるものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は藤井寺市財務規則第97条により徴収。

※初年度のみ月額賃借料に年度月数を乗じて得た額の5/100以上

（ただし、履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出された場合等、藤井寺市財務規則第99条により免除する場合は除く。）

（譲渡又は転貸の禁止）

第6条 発注者は、機器等を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（権利の譲渡の禁止）

第7条 受注者は、本契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。

2 受注者は、前項ただし書に基づき発注者に承諾を求める場合は、譲渡の理由、譲渡の内容、そこに含まれる情報、譲渡先等を文書で提出しなければならない。

（再委託の禁止）

第8条 受注者は、本業務の一部又は全部の実施を第三者（以下「再受託者」という。）に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けたときはこ

の限りではない。

- 2 受注者は、前項ただし書により発注者に承諾を求める場合は、再委託先、再委託の内容、再委託の理由、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。
- 3 受注者は、第1項ただし書により再委託する場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。ただし、再受託者が機器等の売主である場合で、機器等の納入や保守等の作業に本契約と不適合があり、発注者が損害を受けたときは、受注者は売主に対する損害賠償請求権を発注者に譲渡するものとする。

(事故等の報告)

第9条 受注者が本業務の実施に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、受注者は、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を提出しなければならない。

(発注者の検査監督権)

- 第10条 発注者は、必要があると認める場合は、受注者の作業現場の実地調査を含めた受注者の作業に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。
- 2 受注者は、発注者から進捗状況の提出要求、作業内容の検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合は、それらの要求及び指示に従わなければならない。ただし、発注者は受注者の個々の担当者に対する作業、スケジュール等の指示は行わない。

(秘密の保持)

第11条 受注者は、本業務の実施上知り得た情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。本契約の終了後も同様とする。

- (1) 開示を受けた際に、既に所有していたもの。
- (2) 開示を受けた際に、既に公知であったもの。
- (3) 開示を受けた後に、受注者の責によらずに公知となったもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わずに適法に取得したもの。
- (5) 開示を受けた情報によらずに受注者が独自に開発したもの。
- (6) 法令又は裁判所若しくは行政機関からの命令により開示することを義務付けられたもの。

- 2 受注者は、本業務を実施する受注者の従業員、その他の者と前項の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な処置を講ずるものとする。

(情報の目的外使用の禁止)

第12条 受注者は、前条第1項の規定による本業務の実施上知り得た情報を、発注者の事前の承諾なしに本業務の目的外に使用し、又は、第三者へ提供してはならない。

(機器等の納入等)

- 第13条 機器等は、契約書及び仕様書等で指定された場所（以下「借入場所」という。）へ仕様書等に定める日時までに売主が納入し、使用可能な状態に調整した上、借入期間の開始日（以下「使用開始日」という。）から発注者の使用に供しなければならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾を得て、受注者の職員又は代理人を借入場所に立ち入らせることができる。
- 3 前項の規定により立ち入る者は、身分証明書を携帯していなければならない。
- 4 受注者は、機器等を納入するときは、発注者の定める項目を記載した納品書を提出しなければならない。
- 5 受注者は、機器等を納入する上において当然必要なものは、受注者の負担で行うものとする。
- 6 発注者は、機器等の据付場所を変更又は他の機器の取り付け等を行う場合は、あらかじめ受注者と協議するものとする。

(検査)

- 第14条 発注者は、受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に発注者の職員をして検査し、その検査に合格したときをもって、受注者からこの機器等の引渡しを受けたものとする。
- 2 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 発注者は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでの間において、品質等の確認をするための検査を行うことができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。
- 5 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又は毀損した機器等に係る損失は、全て受注者の負担とする。ただし特殊の検査に要するものはこの限りでない。
- 6 受注者は、機器等を納入した場合において、その全部又は一部が第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した機器等を納入しなければならない。この場合においては、前条及び前5項の規定を準用する。

(賃貸借料の請求及び支払い)

- 第15条 受注者は、毎月10日までに前月分の賃貸料及び消費税等相当額の支払請求書を発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、前項の定めにより受注者の提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に賃借料を受注者に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第16条 受注者は、使用開始日以降、この機器等が規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないものである場合は、特別の定めのない限り、借入期間中、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、再賃貸借契約においてはこの限りではない。

2 前項の規定による契約の不適合の補正又は損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から1年以内に、これを行わなければならない。

3 前項の場合、請求権等を受注者は発注者に渡し、発注者が直接納入業者に請求等するものとする。ただし、受注者は発注者に協力するものとする。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第17条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、本契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は、発注者に対して損害賠償を求めることができる。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

3 第1項の定めにより本契約の変更又は解除しようとする場合における必要な事項については、発注者と受注者とが協議の上決定する。

(発注者の催告による解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、使用開始日を過ぎてもこの機器等の納入を完了しないとき又は使用開始日後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。

(2) 正当な理由なく、第15条第6項の引換え又は手直し若しくは第17条の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完がなされないとき。

(3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(5) 受注者の責めに帰すべき理由によりこの機器等が滅失又は毀損し、使用不可能となったとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第22条の規定によらないで、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (12) この契約に関して、受注者に重大な過失若しくは背信行為があったとき。
- (13) 支払いの停止があったとき、又は、仮差押、差押、競売、破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、若しくは特別清算開始の申し立てを受けたとき。

(14) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(15) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第01条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者に支払うものとする。

(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、納入した物件の一部が検査に合格したときは、第1項の違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。

4 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

(受注者の解除権)

第21条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 発注者がこの物件の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が相当の期間に及ぶとき。

(2) 発注者が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が、当初の2分の1以下に減少することとなるとき。

(3) 発注者の責めに帰すべき理由により機器等が滅失又は毀損し、使用不可能となったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対して損害賠償の責めを負う。

(機器等の引取り等)

第22条 受注者は、第18条、第19条、第20条又は前項の定めにより本契約が変更又は解除されるなどした場合には、機器等を速やかに引き取るものとする。

2 発注者は、前項の引き取りに際しては、機器等に取り付けた他の機械器具を取り外す

等，機器等を原状に回復するものとする。

（損害賠償）

第 2 3 条 発注者は，受注者の本業務の結果に関し，受注者に対し受注者の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害（補正しないことによる損害を含む）に限り，損害賠償請求をすることができる。

2 前項の損害賠償請求は，検査合格の日から 5 年以内に、又は検査に合格していない場合は本契約を締結した日から 5 年以内に行わなければ，発注者は請求権を行使することができない。

（費用の負担）

第 2 4 条 本契約の締結に要する費用は受注者の負担とする。

（合意管轄裁判所）

第 2 5 条 本契約に係る訴訟は，発注者の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第 2 6 条 本契約について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については，発注者と受注者とが協議の上決定する。

本契約を証するため本書 2 通を作成し，発注者受注者記名押印のうえ双方 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 藤井寺市岡 1 丁目 1 番 1 号
藤井寺井寺市
藤井寺市長 岡田 一樹

受注者

暴力団排除に関する特約条項

(総則)

第1条 藤井寺市の契約からの暴力団排除措置要綱（平成26年4月1日 施行）に基づき、藤井寺市が発注する公共工事等の契約から暴力団等の排除する措置を推進するため、甲及び乙は、この特約条項を締結するものであり、この特約条項はこれが添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(誓約書の提出)

第2条 乙及び藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号。以下「暴力団排除条例」という。）第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を、乙が取りまとめて甲に提出しなければならない。ただし、乙及び下請負人等が暴力団排除に関する誓約書を既に提出している場合及び甲が必要でないと判断した場合にはこの限りでない。

(暴力団排除に伴う本契約の解除)

第3条 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、乙が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この本契約を解除する。

2 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、乙に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、乙が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この本契約を解除する。

3 前項の規定により乙が下請負人等との契約の解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

4 甲は、第1項及び第2項の規定により本契約を解除したときは、違約金として契約代金の100分の5に相当する金額を徴収することができるものとする

5 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が、委託金額の100分の5に相当する額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない

6 前2項の場合において、乙が賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(別 記)

特 記 仕 様 書

I 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者及び作業従事者を変更した場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項（以下「本特記事項」という。）を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(秘密の保持)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(教育の実施)

第5 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第6 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 甲は、前項の承諾をするときは、本特記事項の内容を乙の再委託先に遵守させることを条件に付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおりとする。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札(氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの)の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他業務の内容に応じて個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の作業従事者への周知

(保有の制限)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たり、その業務に関して知り得た個人情報を契約の目的の達成に必要な範囲を超えて保有してはならない。

(適正な取得)

第10 乙は、この契約による業務を行うに当たり、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第11 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第12 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」をこの契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第14 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。この場合において、個人情報の廃棄又は消去が完了したときは、その完了した事実を証する書類を甲に提出しなければならない。

(報告)

第15 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の取扱いについて、本特記事項の遵守状況を確認するために必要な範囲で、乙に対して定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、個人情報の取扱状況、再委託先の監督状況、安全管理体制等に関して甲からの求めがあったときは、書面により直ちに甲に報告しなければならない。

(監査及び検査)

第16 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、乙及び再委託先に対して監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告)

第17 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、この契約による業務の実施において個人情報の漏えい等の事故が発生した場合、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第18 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第19 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(第6の第2項関係) 甲が再委託を承諾する場合に付する条件例
なお、詳細については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

- | |
|---|
| <p>(1) 乙は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。</p> <p>(2) (1)の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</p> <p>(3) 乙は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。</p> |
|---|

（第8関係）個人情報管理台帳（例）

なお、詳細については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
藤井寺市 担当者名	
個人情報記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、CD-ROM○○枚
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) ○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

Ⅱ 委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

乙が、当該業務を履行するに当たり、他社から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

（取扱方針）

以下の点については、原則禁止とする。

基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ

【承認基準】

- ① 受け入れる人員数は業務従事者全体の50パーセント未満とする。
- ② 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。
- ③ 労働者の供給事業等の違法な行為を行っていないこと。
- ④ 受注業者及び出向元（派遣元）企業が親会社・子会社の関係にないこと。

（用語の定義）

- (1) 「出向社員等」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。
ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の1年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。
- (2) 「子会社」とは会社法（平成17年法律第86号。以下「法」という。）第2条第3号に定めるものをいう。また、「親会社」とは法第2条第4号に定めるものをいう。